

議 事 録

平成 25 年度 奈良県男女共同参画審議会

日時：平成 25 年 8 月 23 日(金)10:00～11:30

場所：議会棟 2F 第 2 委員会室

《川田課長補佐》

それでは、議事に入りたいと思います。

議題 1「奈良県男女共同参画審議会会長の選出について」ということでお諮りさせていただきます。

会長につきましては資料 2 の「奈良県男女共同参画審議会設置要綱」第 2 の第 1 項の規定に基づきまして委員の互選により選出していただくことになっております。ご意見等があればご発言願います。

《竹平委員》

私のほうから意見を述べさせていただきたいと思います。新しい委員の方もいらっしゃいますが、前回からの経緯もあるかと思っておりますので、これまで会長を務めていただいていた中川委員に引き続いて会長にご就任いただいたらどうかとご提案させていただきたいと思っております。いかがでしょうか。

《全委員》

了承。

《川田課長補佐》

ありがとうございます。では中川委員が会長に選任されましたので、中川会長よろしくお願ひします。

ただ今選出されました中川会長に一言ご挨拶させていただきたいと思っております。

《中川会長》

前の審議会でも会長をしていたという微かな記憶がございます。それ以来ずいぶんと時間が経ったような気がしますけれども、仕事が順調に進んでいるので、あまり頻繁にお呼びをいただくことがなかったのかもしれない。

改めて会長をということをお聞きして、気持ちをもう一度新たにしなければいけないかと緊張しております。少しだけ私の自信のなさを前置きしておきたいのですが、男女共同参画といいましても、今世の中すごく発達しております、世相も変わってきております。そういう意味で私は若干 30 数歳から 40 そこそこで実務として男女共同参画の仕事を行政

でしております。多分歴史上始まって以来初の男性の自治体の女性政策課長をした時期が一時期あります。約一年間したのですが、その間にたくさんの計画を作った記憶がございますが、世の中そんなに変わったかなあと、私にとってはあれから四半世紀経ちましたが、変わっていないような気がして仕方ありません。そういう点で、われわれの努力不足もあるのかと非常に緊張しております。

それから、世界経済フォーラムという組織があって、135カ国加盟している組織ですけれど、この組織は毎年、国際的な女性の地位ランキングを発表します。確か2年前、98位でしたが、最近発表されたものでは100位以下に落ちています。ということは、本当に日本の女性の人権なり男女平等なりが低開発諸国に所属しているということになります。と考えたときに、もう一度初心に戻って本気になって取り組むことが行政にも、市民社会にも、必要なのではないのかなと思いつつ、我が身を振り返って、いたらないところが多くあると感じています。

なにぶん未熟者でございますが、どうかよろしくサポートして下さるようよろしくお願いいたします。簡単ではございますがご挨拶とさせていただきます。

《川田課長補佐》

ありがとうございました。それでは資料2にあります設置要綱第2の第3項の規定に基づき、中川会長に、会長代理のご指名をお願いいたします。

《中川会長》

会長代理につきましては、まことに勝手ながら稗田委員にお願いしたいと考えています。稗田委員はご承知の通り、NPO法人メディアネット宇陀副理事長でおられ、また、国際女性教育振興会奈良県支部に所属しておられます。これまで、様々なグループ活動を通じて地域の男女共同参画の推進に取り組んでこられております。稗田委員いかがでしょうか。

《稗田会長代理》

お引き受けします。

《川田課長補佐》

では、以降の議事進行を中川会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

《中川会長》

それでは、議事を進めてまいります。議題の2番目に入ります。奈良県における男女共同参画の推進状況の報告でございますが、「なら男女GENKIプラン」の円滑な推進を図るため、計画に関連する施策及び進捗状況について、ご意見をいただきたいと考えております。

また、課題 3 は、「なら男女 GENKI プラン」の目標の見直し」についての報告です。調査結果が公表され次第、目標値を検討するとしていた目標項目、目標値を達成した目標項目について事務局で目標値案を作成いたしました。

議題 2、議題 3、あわせて、事務局から説明をお願いします。

《山崎課長》

事務局より議題 2、議題 3 についてご説明させていただきます。女性支援課の山崎と申します。まず初めにご説明させていただきます「なら男女 GENKI プラン」の進捗状況ですが、これにつきましては奈良県男女共同参画推進条例第 18 条の規定により、毎年公表することになっております。お手元訂正版の資料 3、および 4 について説明させていただきます。まず資料 4 をご覧ください。こちらは、「なら男女 GENKI プラン」の進捗状況、概要、ポイントをまとめたものです。まずは基本目標 I、あらゆる分野における意思決定の場への女性の参画です。男女共同参画社会の実現には様々な分野における意思決定の場に女性の参画を拡大することがきわめて重要であると考えております。これまでも数値目標につきましては審議会でご審議いただき、「県審議会等における女性の割合」、あるいは「県職員の管理職における女性の割合」につきましては、目標の設定段階におきまして、当時の現況値に比べてかなり高めの目標を設定しております。これらにつきましては、昨年度の進捗状況を見たいと思います。平成 24 年度末の、県審議会等における女性の割合は、30.0%でした。資料 3 の 10 ページをご覧ください。「計画がめざす目標について」です。「県審議会等における女性の割合」、現状値 30.0%ですが、前回は 32.4%であり、2.4 ポイント減少しております。これにつきましては、右のページで「進捗状況の分析」として記載しております。県が昨年度すべての会議を見直いたしまして、附属機関として条例に位置づけることが望ましいと考える会議を新たに審議会として条例設置いたしました。これに伴いまして、女性の割合が低い会議が含まれた場合もあり、平均値が全体として下がっています。今後は、「審議会等委員選任通知」に基づきまして、女性委員の割合を高めて参りたいと考えております。

続きまして、2 段目、「市町村審議会等における女性の割合」です。これにつきましても、現状値、昨年と比べて 0.6%減少しております。市町村担当課長会議等で女性の割合の増加について引き続き県としては、人材の情報提供でありますとか、その他情報を提供して積極的に働きかけていきたいと思っております。

その下、数値目標 3 つめの、「管理的職業従事者における女性の割合」と、4 つめの「県職員の管理職における女性の割合」におきましては、何れも前年度に比べて増加しております。

もう一度資料 4 のほうに戻っていただきます。資料 4 の基本目標の 2 です。「男女が意欲と能力に応じていきいきと働ける環境づくり」です。これは男女共同参画の推進におきまして就労環境や多様な就労形態の条件整備を図ることを目標としたものです。県内企業の働

きやすい職場作りを目指します事業や、女性の就業支援につきまして、ここに記載しております取り組みをすすめています。目標数値の動きにつきましてはもう一度資料3の10ページと比較していただきたいのですが、10ページの基本目標Ⅱ、上から7行目、「育児休業制度を規定する企業の割合」「介護休業制度を規定する企業の割合」です。この2つにつきましては、これまでも高水準で推移をしているところですが、いずれも昨年度よりもやや減少しております。調査の詳細を見ましたところ、従業員300人以上の事業所につきましては、育児休業、あるいは介護休業につきましては、ほぼ100%規定されておりますが、今回、従業員規模が100人から299人の事業所で、若干減少がありました。ただ、従業員規模が29名以下の小規模事業所につきましては、育児休業の規定は60%台、また介護休業の規定は50%台にとどまっておりますので、小規模事業所につきましても、育児休業制度、介護休業制度に取り組んでいただけますよう、社員・シャイン職場づくり推進事業等におきまして、働きやすい職場づくりを働きかけていきたいと考えております。

なお、女性の就業率につきまして、一つ上のところに35歳から49歳の数字を示しておりますが、少しずつ増加しております。ただ、奈良県の女性の就業率につきましては、率としてはあがってきておりますが、全国順位につきましては最下位でございます。これに対して今後も子育て女性の就職相談窓口の他、仕事と家庭の両立に向けての、様々な事業を通じて、政策を進めていくこととしております。

次に、基本目標3に移ります。資料4の方に記載してありますが、「男女が共に支えあうライフスタイルの実現」です。ここに記載してありますように、共に支えあう家庭生活の構築、あるいは多様なライフスタイルに対応した子育てを支援する環境整備や、地域において男女共同参画の推進を図ろうということを目的とした目標です。これに関連しまして、国では仕事と生活の調和と実現に向けた取り組みを考えているところですが、県ではワーク・ライフ・バランスについてこれまでも様々な啓発事業等を実施しておりますが、今年度はこの他に、新たな子育て支援事業にも取り組もうとしています。

この「共に支え合うライフスタイルの実現」につきまして、数値の進捗ですが、資料3の10ページの下から4つめ、放課後児童クラブ数、254箇所增加到しております。

続きまして資料3、12ページをご覧ください。上から2つめ、一時預かり事業実地箇所数でございます。これにつきましても61箇所增加到しております。子育て支援のための環境整備につきましては、年々進んできているものと考えております。

もう一度資料4の裏面をご覧ください。基本目標4「男女の人権の尊重」です。これにつきましては、特に「女性に対する暴力の根絶」を大きな目標としております。県では、「第3次奈良県配偶者等からの暴力防止および被害者支援基本計画」を平成25年3月に策定したところです。また、中央こども家庭相談センターを県内DV防止対策の中核施設として相談体制の充実を図ると共に、今後も県内各相談機関との連携や資質向上につとめることとしております。

数値目標につきましては、DV防止サポーター育成講座受講数ですが、平成23～24年度

で264名となり、順調に進んでいるものと考えております。最後に、基本目標5ですが、「男女共同参画社会実現にむけた意識づくり」です。男女共同参画に向けた意識、取り組み、あるいは学習の充実を図るということですが、様々な啓発事業がありますが、今年度も先ほどのチラシでご紹介させていただきましたが、男女共同参画県民会議と県、あるいはその他事業で啓発事業を実地するとともに今後も啓発事業の充実に努めたいと考えております。

数値目標のご報告ですが、もう一度資料3をご覧くださいと思います。12ページ下から5つめのところ。啓発のところには入れておりますが、「男女共同参画計画策定市町村数」です。平成25年4月現在、11市町村で、昨年度より1市町村減ということで28.2%でございます。この進捗につきましては、隣の13ページの進捗状況の分析を参考にさせていただきたく思います。香芝市が新たな計画策定中で、1つ減少したのですが県内市町村におきましては現在12市のうち計画の策定市は9市です。来年度2市が策定を予定しておりますので、12市のうち11市が計画策定される予定です。町村におきまして、計画が策定されておりますのは、現在27町村のうち、平群町、斑鳩町の2町のみで、策定率は7.4%という極めて低い状況です。これまでも様々な課長会議等でも働きかけをしておりますが、役場組織の縮小ですとか、人員削減等で余裕がないといった回答もいただいております。町村での策定がなかなか進まず低い状況で推移しています。

男女共同参画計画におきましては、人権施策といたしましても非常に重要でございますので、町村につきましては単独の計画策定が困難な場合でも総合計画等と合わせて何らかの形で実質的な改善が進められないか、働きかけを行っていきたくと思っております。基本目標5の、このほかの数値目標につきましては、おおむね順調に進んでおると考えております。

「なら男女 GENKI プラン」の進捗状況につきましては、ご報告させていただきましたように、まだまだ課題の多い状況にございますが、目標達成に向けて努めていきたいと考えております。以上です。

説明が不足しておりまして、資料4の一番下、基本目標Ⅲ、「男女がともに支えあうライフスタイルの実現」、「放課後児童クラブ数」が目標値を超えたと記載しております。その次に「一時預かり事業実施箇所数」は前年度から6箇所の増加と書かれていますが、5箇所の増加です。62箇所から61箇所に訂正いたしましたので、ここは5箇所の増加となります。失礼いたしました。

引き続きまして、目標値の見直しにつきましてご報告させていただきます。

資料5では目標値の見直しが必要な部分を抜粋しています。

目標値の見直しについては7項目検討しています。すでに目標値を達成したものと、国の調査結果を待って見直しを検討していたものがあります。資料5、一番上、「管理的職業

従事者における女性の割合」はすでに目標値を達成しています。平成24年度、国の調査結果で、全国でもっとも高い県が21.8%でしたので、奈良県とその差を中間値まで高めたいと考え、17%と目標値を設定しています。

2つめの「女性の就業率」ですが、目標値の60%を既に超えております。調査の全国平均値と、奈良県値との中間値まで高めていきたいと考え、65%に設定したいと考えております。

上から3つめ、「農業経営における家族経営協定締結数」ですが、目標値に達成したので、件数は記載のとおり上方修正したいと考えております。これにつきましては後ほど地域農政課のほうからご説明いただきます。

続きまして基本目標Ⅲの「男性の家事時間」、「女性の仕事時間」です。これらはそれぞれ、国の調査結果が出てから見直すこととしておりましたが、当初設定しておりました目標値を当時から少し高めに設定しておりましたので、今回そのままの目標数値としたいと考えております。

次に基本目標4、「子育て企業フォーラム、市町村の家庭教育学級、教職員研修等への家庭教育を支援できる人材の派遣回数」ですが、これも目標値を達成しております。190回ということで、増加して設定したいと書いておりますが、これについても後ほど人権・地域教育課からご説明させていただきます。

次に、「男女共同参画啓発イベント等を実地する市町村数」ですが、目標値を達成いたしました。ただこれにつきましては、すべての市町村で実施がすすむように働きかけたいと考えておりますので、「39市町村」とさせていただきたいと思っております。

最後に、来年度以降目標を変える項目といたしまして、一番下に「放課後児童クラブ数」を書いておりました。すでに目標値は達成しているのですが、これにつきましても後ほど子育て支援課からご説明させていただきます。

それでは続きまして、地域農政課のほうから順にご説明させていただきます。

《地域農政課》

地域農政課です。農業経営における家族経営協定の締結ということで、現況値198件が目標値145件に対して達成されておりますので、目標見直しということでH27の目標を220件とさせていただいております。220件の根拠としましては、認定農業者になられている方が、962名おられまして、現在その20%ですので、年間1%ずつ増えるだろうということでこの目標数値に設定させていただいております。以上です。

《人権・地域教育課》

人権・地域教育課でございます。子育て企業フォーラム、市町村の家庭教育学級等への家庭教育への人材派遣で、当初の目標の140回を達成いたしましたので、目標値を190回に上げています。目標につきましては子育て企業フォーラムのほうで東日本大震災以降、

要望が少なくなってまいりました。危機管理のほうに振り分けられているということに関係者から伺っております。

また、対象を市町村の家庭教育学級から、PTA に広げ、目標値も一部修正し、190 回という回数にさせていただきました。以上です。

《子育て支援課》

子育て支援課です。一番下の来年度以降目標を変える目標項目をご覧ください。「放課後児童クラブ数」です。目標値は 245 箇所ですが、H24 年の 5 月に目標に達成しております。今後の予定として、既に達成しておりますが、目標値の説明を一番右に書いておりますように、計画については 27 年度以降の県の子育て支援に関する総合的な計画を策定することとしております。今年度から来年度にかけまして策定するのでこの中で目標値を見直していきたいと考えております。以上です。

《山崎課長》

事務局からの報告は以上です。どうぞよろしく願いいたします。

《中川会長》

ありがとうございます。委員の皆様から事前に頂いておりますご質問がございます。それにつきましては事務局からご説明いただけますか。

《中尾主任調整員》

質問につきましては、稗田会長代理と森田委員からいただいております。まずは稗田会長代理からのご質問です。「奈良県の男女共同参画」資料 3 の 25 ページをご覧ください。基本目標Ⅲ-1-(2)「多様なライフスタイルに対応した子育てを支援する環境の整備」という中の具体的施策の中で、
「1. 子供が急に体調を崩し、病院等へ行かなければならなくなったとき、あるいは自宅で子供の面倒を見なければならない状態で、自分は仕事にはどうしても行かなければならないときの支援はどうなっているのか、また
2. 保育所や幼稚園に通っている子供が保育中に熱を出した場合、お迎えに行かなければならなくなっているが、仕事を中断して迎えにいけない場合の支援はないように思う。女性が子供を育てながら安心して働ける状況を作り出すためには不可欠であると思われるがこのことに取り組んでいるところはあるのか、また奈良県としての取り組みはどうか。」
とのご質問でした。

また、「民間の取り組みで、子供が急に病気になったりしたとき支援を受けたい人が会員になり、月額で決まった金額を支払っていれば、3時間前までに利用申し込みをすると 100%

の支援が受けられ、保護者のどちらかが帰ってくるまで自宅で子供の面倒をみてくれるというシステムがあるが奈良県内ではこのような取り組みをされている団体があるのか。」

というご質問でした。以上です。

《中川会長》

それでは子育て支援課よりご回答ください。

《子育て支援課》

子育て支援課の金剛です。稗田会長代理、保育についてご意見いただきましてありがとうございます。ご質問の内容は病児・病後児保育に関するものです。病後児保育と申しますのは、仕事と子育ての両立のために非常に重要な支援となっております、市町村事業ですが国庫補助事業となっております。類型が3つあり、①病時のお子様に対応する病児対応型、②病気の回復時のお子様に対応する病後児対応型、③保育所のお子様の体調が悪くなった時に対応する体調不良児対応型。

現在この事業をされている箇所数は、合計で25箇所ございます。内訳は①病児対応型が4箇所、②病後児対応型が6箇所、③体調不良児対応型が15箇所となっております。引き続き市町村に働きかけながら増加を図っております。

民間の取り組みとして提示していただいたものですが、新聞等で拝見しておりますが、NPO法人フローレンスさんの病児保育ではないかと思えます。奈良県内における同様の取り組みは把握しておりません。以上でございます。

《稗田会長代理》

淡々と流れているようですが、この支援ができていないと、働く女性が働いていけないと思えます。県内全てでわずかこれだけの箇所数しかないということは、女性が働くということはいかに女性が就業に再チャレンジされていても、基本的にここができていなければお母さんお父さんは安心して働けません。私は宇陀市に住んでいますが、おじいさん、おばあさんが傍に住んでいらっしゃるので、ちょっと都合が悪いから迎えに来て、ということがあのようなのですが、本当に女性が働いていくということになっていくと、真剣に取り組んでいただきたいというのが私の感想です。最後に加えたものですが、この民間のものは保険のように何事もなくとも月額6千円払わなくてはなりません。その代わり対応を100%してもらえます。お金持ちでなくてはできないことになってきます。でもこの取り組みは民間、NPO、市町村、まさに共同でできるものですよ。箇所数だけですと流されていくようなものではないように思います。やはり真剣に取り組んでいただかないと、いくら働きたいという意欲を持っていても、「やっぱり女やんか、子どもがいるからやんか。」と片付けられる。もう少し真剣に考えていただきたい。

《西村委員》

私の専門は教育学なので子育て支援は非常に気になります。件数だと順調に増えているというのがわかるのですが、全体として、例えば病児保育にしても放課後児童クラブにしても、ニーズの問題があります。件数に対してニーズをどれくらい満たすものなのかということをお伺いしたいのですが、ニーズをどれくらい把握されているのか、どのようなニーズを満たすものであるのか教えていただきたい。

《中川会長》

追加でご質問が出て、もっと詳しくということですがいかがでしょう。

《子育て支援課》

ご質問にあったように、基本的に市町村の方でまず箇所数の目標をそれぞれ掲げていただきまして、その積み上げというかたちで目標は設定しております。追加しますと今後に向けて平成 27 年度から子ども・子育て支援新制度が実施される予定です。各市町村がそれぞれの地域のニーズに基づきまして、保育、幼児教育、子育て支援事業をニーズに応じて計画的に実施していくということが必要となっています。

それに向けまして今年度各市町村で、どのような保育のニーズがどれだけあるか、現在の利用状況を踏まえ、将来の利用希望を含めて住民の方にアンケートをしていただきます。病児・病後児保育についても、そこで現在の利用状況、将来の利用希望を抽出調査で聞いていきますのではっきりとニーズが出てくると思います。そこで市町村は事業計画の中に取り入れるということになっています。法制度でも担保されておりますので、ニーズに応じた事業がこれからはかなり進むのではないかと思います。県でも達成できているのかを確認していきます所存です。以上です。

《中川会長》

ありがとうございました。もう一件でております。

《中尾主任調整員》

森田委員からの事前質問の要旨についてご説明いたします。資料 3 の 12 ページをご覧ください。①延長保育事業実施箇所数について現況が 152 箇所となっておりますが、対象となっている保育所はいくつあるのか。②一時預かり事業実施箇所数で、現況が 61 箇所となっているがすべての市町村にあるのか。③資料 3 の 26 ページ、事業概要、休日保育実施保育所数について、6 箇所と少ないが、奈良市以外ではどこにあるのか、市町村の保育所か、私立の保育所か、今後増える見込みはあるのか。④資料 3 の 12 ページ、男女共同参画計画策定市町村数が一向に増えていないのはなぜかというご質問でした。以上です。

《中川会長》

これにつきまして森田委員、いかがでしょうか。

《森田委員》

目標があり、増えていっているというのは大体わかるのですが、増え具合といいますか、全体がわからない。それから前回も質問させていただいたのですが、市町村の男女共同参画計画策定が全然進んでいないように思います。これは、法律で定められているのに努力目標みたいなかたちで市町村が放置しているのか。そのあたりがどうも対応が甘いのではないか。

《中川会長》

前半のところは子育て支援課をお願いします。

《子育て支援課》

森田委員、ご意見ありがとうございます。延長保育、一時預かり、それから休日保育についてのご質問です。延長保育について保育所全体がどれくらい実施しているのかというご質問です。延長保育といいますのは、通常 11 時間を超えて、さらに 30 分以上開所する保育を延長保育と呼んでおります。昨年度の実績になります。保育所は 193 箇所、うち実施は 152 箇所ですので、全体の約 8 割で長時間の延長が実施されているといった状況です。開所時間の状況ですが、民間保育所のほうが公立保育所に比べやや開所時間が長い傾向が見られます。

それから一時預かり事業がすべての市町村で実施されているかということですが、すべての市町村では実施はされていません。昨年度の実績では 39 市町村のうち 24 市町村、約 6 割の市町村で実施されています。今年度の見込みですが、市町村に問い合わせた結果、7 箇所増えそうですので、今年度は 68 箇所ぐらいになるのではないかと考えておりますが、市町村のほうに働きかけていきたいと思っております。

最後に休日保育の実施状況の今後の見込みですが、奈良市で 2 箇所、あとは 1 箇所ずつになります。大和郡山市、生駒市、香芝市、王寺町となっています。すべて民間の保育所で実地されています。延長保育、一時預かりなども含めまして市町村のほうに呼びかけていきますので今後はそれに応じた対応をしていきたいと考えています。以上です。

《中川会長》

ありがとうございます。森田委員、何かございますか。

《森田委員》

ありがとうございます。

《女性支援課》

引き続きもう一点。市町村の男女共同参画計画策定状況ですが、お手元に参考資料といたしまして「平成 25 年度県内市町村の男女共同参画推進状況」がありますが、39 市町村の男女共同参画がどのように進んでいるかを県で調査して、まとめているものです。2 ページですが、推進体制その 2、で中央にある丸がついているものが男女共同参画に関する計画を策定しているものです。左側、条例があるのかどうか、それに関連します住民の意識対象調査をしているのかどうかを右側を書いており、一番右端に総合計画等での位置づけを記載しています。市につきましては上から 3 目の大和郡山市、あるいは中ほどの香芝市が来年度の策定予定と聞いておりますので、市についてはほぼ計画が策定される予定ですが、なかなか町村部が進まないといった状況です。この男女共同参画計画に関しましては法律に基づきまして県は策定の義務がありますが市町村につきましては努力義務ということで、市町村の裁量で決定されるということです。左の 1 ページにもありますが、専門の組織もスタッフも少なくなっているということで、市町村の担当者からは難しいというお返事をいただくのですが、資料の一番右端、各市町村では総合計画というものは地方自治法に基づいた策定義務があります。市町村の総合的な施策の計画です。この中で男女共同参画という項目を単独で作成することは難しいですが、男女共同参画の推進について設けておられる市町村も 21 あります。21 の数そのものは全市町村の 54%ですが、それにしても男女共同参画ということが市町村の行政、事業の中で出てこないということもございますので、本当に男女共同参画が進んできているのかということについてはなかなか進んでいるという手ごたえを感じないという実態のあらわれの一つかもしれません。県につきましては、昨年もそうですが今年も担当課長会議の中で、計画の策定手順については今年度は計画策定の準備にむけて、たとえば桜井市さんが意識調査を予定されておりますので、そういった計画策定に向けての手順ですとか、その方法等情報提供していただいて、他の市町村も参考にしていただけるような会議をもつ予定です。それとともに全国の男女共同参画の進捗状況などを講義していただきます講演などを予定しておりますが、引き続き市町村への働きかけを予定していきたいと思っております。以上です。

《中川会長》

ありがとうございました。改めまして、皆様方のご意見を頂きたいと思っております。平成 25 年度の男女共同参画という報告書につきまして、条例に基づいて推進状況として公表することになりますので、改めましてよろしくおねがいします。資料 3 にそってブロックに分けて進めたいと思っておりますがよろしいでしょうか。先ず最初に、基本目標 I、ここまでで何かご意見ありますか。おしまいのほうになって何か気づいたことがあればまたおっしゃってください。

基本目標Ⅱ。何かございますか。

《下城委員》

下城と申します。24ページ、起業家に関するものです。起業家に関するものはビジコン奈良、女性起業活動推進事業などがありますが、先ほど農業経営に関する支援のお話をお伺いしたと思うのですが、女性に関しては農業経営以外の起業も多いと思うのですが、それに対する対策などがあれば教えていただきたいです。

《中川会長》

地域農政課、どうぞ。

《地域農政課》

地域農政課ですが、農業経営以外で加工等ということでしょうか。

《下城委員》

私は、起業支援などもさせていただいておりますが、女性が起業されるときに主な相談の要旨としては、サービス業や小売業や飲食店が多いのですが、最近農業関係の支援が国のほうでも多いので農業経営のほうに重点を置かれているのではないかと思うのですが、女性の起業家の方が創業される時は、経営的な観念が欠如されておりまして、創業3年ほどでボランティアのような形でされていて、事業として成り立たないケースを多々お見受けします。女性の経営者や女性の働く場を創出していこうと考えると、女性が管理職や経営者になれるケースのほうが女性の活用率は上がってまいりますので、女性で起業しようという方を手厚くご支援していただけるような施策があれば、奈良県内のほうでもっと女性の方が働く場がふえるのではないかと思いますので、農業以外のところでどういったことを考えておられるのかということをお伺いしたかったのですが。

《山崎課長》

女性支援課です。女性の起業支援といいますか、これまで起業創業に関しましてはいくつかの助成金制度、信用保証制度等が県と国の政府系金融機関等と一緒になりましたが、女性に限った、というものがほとんどなかったのですが、最近、金融公庫で女性と若者を対象に起業を支援する制度ができたところでございます。県としては起業したいという女性をサポートするということは入り口のところですが、起業を希望する女性のセミナーなどでどうやって準備していくか、事業計画をどのように立てていくのか、あるいは公的な制度、資金面も含めてどこで情報収集ができるのか、どこで支援が得られるのかというセミナーを2年前から実施しておりまして、今年も実施いたします。ただ今後セミナー

におきまして、定期的にどこへ行けば相談をうけられるのかというニーズも非常に多いですし、県内の女性の方が起業している実態、何件、どのような方が起業しているのかなどの情報を得たい、他の方のお話も聞きたいというお声も出てきておりますので、来年度に向けて事業検討したいなと思っております。以上です。

《下城委員》

女性の起業希望の方がよく相談にこられるのですが、どこでそういう支援が受けられるのかよくわからないということをおっしゃられるのですが、可能ならば、奈良県のほうで相談窓口などがあれば、もっと大々的に広報していただいたほうがいいのではないかと思います。やはり女性の方は失敗される方が多いので、その支援をもっとしていただいたらもっと増えると思いますのでよろしく願いいたします。

《中川会長》

眺めながら前へ進めて、一通りご意見いただきたいと思えます。

《竹平委員》

男女共同参画推進の就業環境ということに関わって、私は労働組合で仕事をしておりますのでその立場でお話させていただきたいと思えます。連合奈良には、大きな大企業組合もあればそれこそ残業代の未払いをきっかけに4、5人で結成される組合を直接指導するというようないろんな組合が加盟しております。労働組合の結成率は2割を切るという状況でございますから、日本の全体的な職場環境はかなり劣化していると私は考えております。そういう意味では日常的に労働相談窓口というものを設置しておりますけれども、賃金未払いなどのほか、ハラスメントの部分が増えてきているというのが実態だろうと思えます。今月の集計でも半数はハラスメントにかかわる問題、その8割は女性からの相談となっております。5月の段階で働く女性の労働相談ということで電話窓口もつくり、また県内4箇所での女性の職場環境について、具体的には、①セクハラ、②パワハラ、③マタハラなどの問題などの街頭宣伝も行わせていただきました。労働組合を組織されている方々だけではなく、すべての女性の相談窓口という視点で活動しており、そのような視点で職場環境をどう変えるかというところで大きなポイントだと思っております、なかなか連合においても現在第3次から第4次男女平等参画推進計画の議論をしておりますが、進捗状況が恥ずかしいところです。積み上げが大事ということで今後も努力していきたいと思っておりますし、全国ワースト1、2といわれる女性の就業率が少しずつ上昇しているということにおきましてはやはりこれは様々な要因があるのだと思えますが努力いただきたいと思えますし、労働組合としてもそれなりの社会的責任を負っていきたくて考えております。以上です。

《中川会長》

ご発言いただいている方にご発言いただいて、参考としていただけたらと思いますが。

《宮坂委員》

私も今のところ意見はないのですが、質問をよろしいでしょうか。共同参画資料3、10ページの基本目標Ⅱの「県男性職員の『育児参加のための休暇』取得率」のところですが、全奈良県男性の有給の取得率が挙がっておりますが、進めていく上でまずは県の職員さんからというのは重要なのですが、割合が極めて高すぎる。

実際にどのくらい有給休暇をとっている期間とかそういうこの実態はどういうものなのかということについて少し教えていただけますか。

《中川会長》

即答できなければ後に回してもいいですか。

《宮坂委員》

私の方は結構です。また県で取り組みを続けてもらいたいということです。

《山崎課長》

今手元にデータがございませんので後ほどご報告いたします。

《中川会長》

辻委員どうぞ。

《辻委員》

竹平さんの話にもありましたが、我々の取り組みは企業側からどのように推進していくかということになります。男女共同参画に対する市町村の取り組みでも、労働組合も、企業側も体力によって大小それぞれ違ってきます。非常に理想的な形になっている企業もありますし、実態からかけ離れた企業もあります。ここからどのようにレベルアップしていくのかということになります。奈良の場合は中小企業が多いものですから、ひとつの事例としてご紹介させていただけることがあるとすれば、年次有給休暇の取り方に一部変更があって、時間単位、半日単位でも、という取り組みをされているところがございます。

職住近接で働いている方が女性の場合が多いので、子どもの体調が悪くなったときに、「迎えにいつでもよい」ということがうまくいっている事例があります。うまくいっている職場では、迎えにいき、病院に行き、親元に預け、職場にもどるというようになっています。こういう良い事例もございますが、悪い事例を申し上げますとキリがありませんの

で。できる企業のほうから努力をこつこつとしていくしかないのではないか。例えば育児休暇においても制度は整っている。しかし対象者が当分いないという企業もいっぱいあります。

一方で制度は作っています、しっかりしていますよ、という捉え方をしている企業もいっぱいあります。中小企業では、経営者のマインドの問題もありますが、できる範囲でどこまで配慮できるかということになります。

職場の事務局の女性にこんな話を聞き、あ、そうなんだ、ということがひとつありました。朝、保育園に子供を預けるときに、体温を測り、体温をつけて出す。朝何を食べたかということも書いて出すそうですね。そんなことをしていると時間がないと嘆いています。病気の対応などのお子様をどうするかということも含め、考えていかなくてはと思います。

病気の時に迎えに行くということで職場離脱をされても、車通勤されている方は比較的簡単にいけますが、それ以外の方は迎えにいったって、また病院へ連れて行って、また自宅へ戻り、ということを見ると、非常に時間を費やしてしまうということがあります。そのようなことで意見として申し上げたのと、私自身がいくらかそういう保育所もあるのではと申し上げたら、何をおっしゃる、預けるだけでも大変なのですよと聞きました。みなさんご承知いただいていることもわかりませんが、私の印象といたしましてはこのようなこともあるのだなと感じました。ご参考までに申し上げました。

《中川会長》

とりあえずご発言なさっていない方を優先したいと思います。鬼木さんどうぞ。

《鬼木委員》

鬼木と申します。私はまさに今 35 歳で、子供が小 1 と 3 歳と、育ち盛りです。上の子は学童も利用させていただいております。下の子は 1 歳から保育所に入っております。ですので、実体験をお伝えしたいと思っております。ひとつは、男性の育児休暇の取得率という目標を出せばいいのではというのが私の意見です。県の職員だけでなく、民間も、というところですか。というのも、2 人目出産のときに、まだ私は三重県にいたのですが、夫に育児休暇を 2 ヶ月とっていただきました。ただし、制度を利用したわけではなく、有給を使いました。職場に戻ったときに上司から言われた言葉が、「お前がいない間、大変だったんだぞ」といわれて、非常にギクシャクしたという話がありました。結局は良い転機になって、やりたい仕事に就けているという現状はあるのですが。日経新聞にも 8 月の上旬に載っていましたが、パワハラの中に、「パタハラ」ということもあるそうです。女性が育児休暇を取得していく中で男性も同じように取得していける環境が職場にあれば、男性が家事にかかる時間も自ずと増えていく、男性が育児をする時間も増えるように目標を策定していただければと思います。

2 つめ、病後児保育、病児保育の利用についてです。私が三重県の鈴鹿市というところに

いたときには、小児科さんが病後児保育をされていて、1日2千円で行政のサポートもありまして、インフルエンザにかかっても、ロタとかノロウイルスにかかっても、利用することができ、就業中に、朝38度だった熱が40度近くになっても、病院の先生に診ていただけるというすごく恵まれた環境にありました。奈良に来て、私は天理市に在住しているのですが、田原本町の阪手にある病後児保育所を利用させてもらいました。一度だけ利用しました。38度になったら電話がかかってきて、迎えに来いということで、それでは普通の保育所と同じ状態ですごく使いづらかったです。これでは責任ある仕事はもてませんし、夫にお願いすることもしましたが、繰り返していくと、お互い仕事に責任が持てなくなっていく。この状況はつらいので、中身ももうちょっと充実していただきたいと思いました。

また、田原本町にあったのですが、天理市もそこが使えるということだったのですが、実際に使いたいのは病後児よりも病児保育です。病児保育所は奈良市にある。また条件があって、奈良市民でないと金額があがったり、使えないという事態があります。少し遠くても預けたいです。何か大切なことがあるときに限って病気をするのが子供ですので、奈良県民であれば使えますという形でやっていただきたいというのがあります。

また、フローレンスさんの事例が出ました。必要な方はネットから意見を出してくださいというようにオープンにされています。私も奈良県にきてくださいと意見を出しました。もしかすると市町村で意識調査という大々的な調査をしなくても、フローレンスさんに奈良県のニーズというのほどのくらいあるのかということが、簡単に聞いてある程度出せるのではないかと思います。

放課後児童デイサービスについてですが、設置件数よりも中身だと思っています。私も子供が小学一年生に上がったこの4月に、「小1の壁」というものを痛感いたしました。要するに、保育所に預けている時間よりも、学童保育の時間のほうが短いのですね。小学校に入ったら、もう少しがんばって責任ある仕事ができるのかと思った瞬間に預ける時間が短くなる。非常にやりづらさは感じています。保育所との連携、保育所で預かっていたいている時間は延ばしていただくとかですね、なるべく働いているお母さんたちの負担が軽くなるという形でお願いしたいなと思いました。以上です。

《中川会長》

ありがとうございました。

《朝廣委員》

仕事柄広報ということで見させていただいて、40ページに書かれているものがそういうことに関する具体的施策ではないのかと思いました。実際に県では早くから子育てのブログとか、双方向の意見のやりとりをされていると思うのですが、一方でまだまだそういうところが伝わっていないところがございます、もっと「知りたいことを本当に広報で

きているのか」「こちらから知ってほしい人に知ってほしいことを広報できているのか」、ということをもっと突っ込んで考えをすすめていけたらもっと有意義になるのではないかと思います。例えば、今日配っていただいているライフプランハンドブック、すごく立派で奈良県ではこういうものをいろいろ作っていらっしゃる、それはそれでどれを見ても有益な内容だとは思いますが、実際にどれだけの数がこれを活用したい人に届いているのかというと、そこはたぶん調査をされていないのではないかと思います。例えば、ここに記入していただいて送っていただけたら、無料でアドバイス診断を差し上げますとかですね、これひとつも双方向にできるような活用の仕方をされると生きてくるのではないかと思います。

Twitter、Facebook など今は本当にいろいろなツールがあるので、どんなことでも発信できる。いろいろと発信するのは難しいと思うのですが、いいことをですね、例えば奈良県に赤ちゃん何組目産まれました、などちょっとしたことを継続的に発信していくことが大事で、それが県民のみなさんの意識を変えていくのではないかなと思います。私は、いのちの電話の広報にもかかわっているのですが、広報紙の中で、いのちの電話にかかってくる相談内容を、もちろんそのままは出せないのですが、それをある程度変えてこのようにアドバイスをしましたというコラムが人気のようです。

ほかの人がどのような悩みをもっている、自分も同じような悩みを抱えているが、それはこういうふうに考えればよいのだといったアドバイスをほしがっている人が多いです。奈良県でも県でいろいろ相談を受けられておりもちろん出せない内容のものも多いと思うのですが、もっとわかりやすい方法で出していただけたらいいなと思います。

あとはこういった「男女で考えるライフプランハンドブック」、よりやわらかい言葉で出して、「えっ、これ行政が出してたの？」と後で思うぐらい面白く考えていただくと、同じお金でもすごく生きてくるのではないかと思います。

もうひとつ、先ほど辻委員もおっしゃっていましたが、企業の中で育児休業制度を規定している割合、という数字が出ていましたが、奈良県は大きな企業はありませんし、300人以上、とか100人から299人という企業の割合というのがどれくらいなのかなと思います。それによつては8割できていると書いていても、実際は29人以下の中小零細企業が多くてほとんどそこは無理である、というところもあるのかなとそのあたりを疑問に思いました。以上です。

《島本委員》

島本と申します。私は産婦人科医というバックグラウンドですので、資料3、36ページ「生涯を通じた健康保持・増進と女性の身体的特性の尊重」というところで私がコメントすべき場所だと思うのですが、周産期医療体制のこととか、あるいは産婦人科の一時救急医療、社会的に非常に注目されている時期であつて、今は非常にいい体制を奈良県で組んでいたいているとは思いますが、前回の会議の中でも、少子化対策というのをキーワードとし

ではどうなのかなど、まずは安心して産む体制づくりが基本的に必要だと思います。産んだ後に育てるということを皆さんお話してくださったのですが、まずは産むという体制づくりが重要だと思います。今のところ本当に順調に進んでいるのですが、引き続き奈良県でもお願いします。ぜひこの感じで頑張ってくださいと思います。

それから女性医療に関することを研究しておりまして、女性の専門保健医療の充実のところに女性のための医療対応というところで外来を県で平成 17 年からなさっている中で、現状の分析を一緒にさせてもらっておりまして、始まったころは医療に繋がりにくい。女性が何か症状があったのに医療に行きにくい部分があったのかと思います。それから大学の外来というものができたので自分の症状に応じた専門医療へつながっていく、そういうところからスムーズに流れていったというところから、最近やはり内容的に変化があるようなところを実感しています。その分析もきっちりしていかななくてはならないのですが、先程保育に関してはニーズ調査をしてニーズに応じた計画や事業実施というものがあるようですが、医療保健に関しても時代に応じて、地域性、社会に応じて変化している部分はあると思います。どのようにしてニーズを吸い上げるかというところはまた考えなくてはいけませんが、医療や保健に関しても時代に対応していただけるほうがいいのかと感じました。

私も子供を育ててきました。病児保育のことは本当に悩んで、私のときは法的なものがありませんので、頼み込んでどうしても何時間か出なくてはいけない会議があるということをお願いしたりしました。非常に大事だと思います。責任ある立場で何かをしなくてはいけないというときにサポート体制があるのは本当に大事なことだと思いますので検討していただければと思います。

奈良の市民病院の病児保育が始まったというのは別の会議のほうでお話を伺っていますが、病気の子供を預けるというのは医療的なサポートがあればこそだと思います。市民病院の横にあるからこそ何かがあっても対応できて、医療とのタイアップがあつてこそだと思います。県の対策としては部署や市町村の対策などいろいろあると思いますが、縦割りなので難しい部分もあるかもしれませんが、いろんなところが繋がって、病児保育ひとつにしても進んでいけばいいなというのが私の個人的な意見です。

《山本委員》

今回初めて出席させていただきまして、自分の不勉強を痛感しているのですが、奈良県老人福祉施設協議会から参っております。介護労働現場についてお話させていただきたいのですが、介護労働者の有効求人倍率が奈良県は全国で 5 位です。東京都、愛知県が入っている中の 5 番目です。一方で女性の就業率が全国で最下位である。我々のような介護福祉施設の現場は、二昔前はそこで働く介護職員の方のことを寮母さんと呼んでいましたように、女性の職場でした。それが最近は状況が変わってきておりまして、ハローワークさんからご紹介いただける介護職の方のおそらく半数ぐらいは男性です。しかも大方の方が

40代以上です。一方、居住系の施設に関しては女性のほうが平均寿命が長いので、私どもの施設でも90%の利用者の方が女性です。尊厳については昔から言われていますが、特に入浴介助、排泄介助であるとかは同性が行うということが基本だということになっています。職員は男性が増えている。そのような状況ですので、我々は女性の介護職員をいかに獲得していくかということが切実な状況になっています。いわゆるパートに女性職員の比重が高くなります。女性で応募される方は是非採用したいと思うのですが、応募していただける女性も一定以上の割合でパートでの採用希望になります。なぜかといいますと、夜勤ができません、土日祝日働けません、という方が多い。保育所に一旦子供を預けて働きますので、月曜から金曜の9～4、5時までお願いしますという方がとても多くなっています。そういう方も貴重ですので採用しようとする、現場では、平日の昼間はパートさんが多くて、それ以外の正職員さんは土曜、日曜、祝日、早朝、深夜の勤務中心となり、どうもそのあたりのバランスがうまくいかないということが現場の中にはあります。8割の保育所が延長保育をしているという話を聞きますと、我々の中で働いている方も結構遅くまで子供を預かってもらっていますということがありますが、朝7時に出勤、夜7時まで勤務についてもらえてという、せめてそのぐらいまで入っていただければ私は現場としてすごく助かると思います。あと1時間、2時間のところで苦労しているところではあります。また、休日に保育できるところが6箇所とは、そんなに少ないのかと思いました。正直すごく意外です。それはこのあたりでも正直なんとかならないのかというところなんです。以上です。ありがとうございました。

《中川会長》

追加でご意見はございますか。

《山崎委員》

私は弁護士ということで、離婚だとかそれに関してのDV、暴力だとかそういうご相談は多いのですが、こちらはDVの審議会ではないのであまり言わないでおこうとは思いますが、啓発活動はかなりされていると思うのですね。デートDVに関してかなり広まってきた、男女の暴力は絶対いけない、昔のように「法は家庭に入らず」ということで夫婦喧嘩で警察にきても門前払いという時代ではなくなりました。それでもDVの保護命令をとりたいということで、あちこち相談に行っているにもかかわらず証拠が一切ない、という方がやっぱり今でもおられます。平たく言うと、ご本人は配偶者から暴力を受けているにもかかわらず、お金がかかるので、病院にも行っていない、写真すら撮っていない、というようなケースが、まだ結構あります。最終的に裁判所は証拠云々の世界ですので、DV被害の相談を受けられる方は、「とにかく暴力があったら病院に行く、どんな怪我でも最低写真ぐらいはとっておく」と教えてあげてください。どなたでも携帯ぐらいは持っておられるでしょうから、そこから先離婚の調停だろうが保護命令だろうが大変楽になる。

相談に対応された方は頭の片隅に置いておいていただきたい。DVの被害でパニックになって逃げていらっしゃる方の保護やカウンセリングは重大なことなのですが、暴力があった場合は、写真ぐらいはとっておいていただきたいというのが要望でございます。

感想めいたところも入ると思うのですが、私も子供を2人産みまして、なんとか夫と2人で、実家が遠いということもあり、奈良県内に親戚がいないところで、もう高校生と中学生になっているのですが、山を越したなというのはあるのですが、その中で当時感じたのは、保育園を探すのが大変でした。今よりはましだったと思うのですね。今はもっと本当に大変だと思うのです。私は、弁護士になりたてで産んでいましたので、法律上育休もあったのですが、育休など取っている場合ではありませんでした。とにかく駆け出しでしたので、「休みたくない」という気持ちがありました。「育休を取るなんてとんでもない。8週間休むのも怖い」という状況でしたので、育休を取ることの充実についてかなり今回の資料の中にもあるのですが、逆にすぐ働きたいという方もいらっしゃるのではないかと思います。「出産後8週間を過ぎたらすぐに預かってくれるような保育園がほしい。産休明けで預かってくれる保育園がなくて大変だった。」という記憶があります。たまたま子供も丈夫で預けることができ、私も産休明けで働けるぐらい体力が回復し、預けるところも見つかったというラッキーなケースだったのですが、同業者を見ていますと、自分の親ですとか旦那さんの親ですとかに預けるとか、あるいは一回腹をくくってやめたという方もいらっしゃるのですね。専門職ということもあるのですが、若いときに産みますので、本当に勉強しないと自分自身働きつづけられないという世界にいるとやっぱり怖い。働きつづけられるような産休明けでの保育の充実、あとは当然のことなのですが、病気になったときに急に預けられるような体制の充実が重要ではないかと。育休が取りやすいという社会も重要なんですが、取らずにすむような方策も重要だと思っておりますので、よろしく願いいたします。

《中川会長》

それではあと少ししか時間がございませんので、まとめのほうに入らせていただきます。

基本目標Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴの中で順次やっていこうと思っておりましたが、それよりも順に発言してもらったほうがよかったのではなかったかと思っております。

いただいたご意見は大変貴重なご意見が多かったと思います。印象的なのは保育に集中してしまったなという気もしますが、これからの時代の課題を物語っているのではと思います。子育て支援課も県内各市町村に向けて力をいれていっていただけたらなと思います。

報告に関しては修正のご要望などご意見はなかったのですが、追加する必要はないともいますが、今後、市町村別にはどうなっているのかということも記載することでより具体的になります。箇所数だけではなく何市町村中何市町村が実施しているという書き方をすることでより状況が明確になるという部分もあるかと思えます。

それから、制度改革とか、制度拡充に関するご要望がたくさん出ました。そのへんはこ

れからの重点政策となるのではと思いますので、計画を進めるにあたって、政策の力の入れ方にご配慮下されば嬉しいと思いました。

それではここで終了させていただきます。